

# 北広島町川小田小水力発電を活用した電力地産地消事業に関するプロポーザル実施要領

## 1. 目的

本事業は北広島町川小田小水力発電所（以下、本発電所）で発電した余剰電力のうち、自家消費、及び特定供給にて送電している電力を除く余剰電力について、一般送配電事業者が維持及び運営する送配電ネットワークを介して、北広島町所有の公共施設に供給し、地産地消を実施することでエネルギーの地域内循環に貢献するものである。北広島町は本事業を実施する事業者をプロポーザル方式により公募する。

## 2. 事業内容及び期間

「余剰電力売却仕様書」及び「電力供給仕様書」の通り。

## 3. スケジュール

公募開始（公告）	令和5年5月24日
質問書の締切	令和5年5月31日
質問書に対する回答	令和5年6月9日
提案書等の提出締切	令和5年6月20日
プレゼンテーション	令和5年6月26日
受託者決定	令和5年6月30日
契約締結	令和5年7月3日

## 4. 参加資格

本事業の参加は次の資格要件を全て満たさなければいけない。

- ①北広島町入札参加資格「委託役務関係 電力供給」の登録を受けている者。又は入札参加資格申請を行い、登録された者。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ④過去2年間の間に国または地方公共団体と電力地産地消に係る契約締結をした実績を1つ以上有する者。
- ⑤本公告日から入札日までの間に、北広島町から指名停止を受けていない者であること。

## 5. 予定価格

### （1）余剰電力売却

非公表

予定価格を下回った場合は、提案内容についても無効とする。

## (2) 電力供給

中国エリアを管轄するみなし小売電気事業者の標準料金表（2023年4月改定）の高圧電力A（ロードヒーティングの場合は、融雪用電力（スノーピア・タイム））の単価を上回らないこととする。

## 6. 提案内容

### (1) 技術提案・供給方法

#### ① 電力供給を行う施設

電力供給仕様書の別紙1に記載している5公共施設から千代田浄化センター及び川小田小水力発電所を含めた任意の施設を選択し、供給先として提案すること。

#### ② 独自提案

電力の地産地消事業実施に関連して、以下の事項に関して実現可能な提案を行うこと。

- ア) 公共施設の安定的な電力供給に資する事項
- イ) 公共施設の脱炭素化に向けた環境配慮事項

### (2) 業務遂行能力

#### ① 電源構成

2023年度の電源構成における日本卸電力取引所（以降、JEPX）から調達している割合を示すこと。電源構成の証明においてはホームページに公表している内容等、一般に公開している情報にて提示することとする。

#### ② 緊急時の対応と契約内容

事業実施中に発生する可能性のあるリスク（余剰電力買取に関する事項及び公共施設への電力供給に関する事項）をそれぞれ列挙し、その事象についての対応策を記載するとともに、契約書への反映方法を記載する。

### (3) 業務実績

#### ① 業務実績

これまでに国又は地方公共団体施設における電力の地産地消を実施したときのスキームを簡潔に説明し、合わせて電力の地産地消を実施したことによる効果を整理すること。

### (4) 価 格

#### ① 電力供給

提案する電力供給先への電力供給単価について、様式2に基本料金単価、及び電気量料金単価を記入する。

#### ② 余剰電力買取

本発電所の余剰電力の買取単価について、様式3に買取単価を記入する。

## 7. 評価方法・評価基準

### (1) 評価方法及び基準

本プロポーザルについては、以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定し、本町と契約の締結権を有することとする。ただし、合計点数に同一の参加業者が複数いた場合には項目「技術提案」の項目の評価点が高い者を受託候補者とする。

企画提案内容配点表（合計 100 点満点）

提案項目	評価項目	評価基準	配点
(1) 技術提案・供給方法	①電力供給量	・電力供給施設数及び供給方法が、合理的かつ実現可能な提案であるか	15
	②独自提案	・先進性、独自性があり、実現可能な提案であるか	20
(2) 業務遂行能力	①電源構成	・電源構成における JEPX から調達している割合が適当であるか	10
	②緊急時の対応と契約内容	・事業実施中に発生するリスクについて、余剰電力売電並びに電力供給の両面から多角的な視点で想定がなされ、適切な対応方策及び体制となっているか ・上記の事項が契約書に適切に反映されるか	10
(3) 業務実績	①業務実績	・地産地消契約実績が十分であり、業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか	15
(4) 価格評価	①電力供給	・適正な見積金額が提示されているか	15
	②余剰電力買取	・適正な見積金額が提示されているか	15

### (2) 審査委員の構成

審査委員の構成は、副町長、総務課長、財政政策課長、環境生活課長、農林課長、芸北支所長及び外部有識者（1名）とする。

## 8. 本公募に関する質問

### (1) 質問

#### ①質問方法

質問書により電子メールで事務局あてに送付すること。

E-mail : kankyo@town.kitahiroshima.lg.jp

#### ②質問期間

令和5年5月24日から令和5年5月31日まで

### (2) 質問への回答方法

回答は、令和5年6月9日（金曜日）までに全事業者へ通知する。なお、提案書等の作成に係る質問以外は回答しない。

## 9. 提案方法

### (1) 提出書類

#### ①提案書

- ・企画提案書（様式1）
- ・6.（1）～（3）の提案項目に沿って提案事項を記載すること
- ・A4版、用紙縦使い、横書き、片面印刷、カラー可、20ページ以内（表紙除く。）、本文フォントサイズ10.5ポイント以上（表、フロー図等のフォントサイズは自由）、左側に2cm以上の余白、各ページ下部にページ番号、その他の書式は自由とする。
- ・ファイル等には綴じずに、ホッチキス（上下2か所）でとめる。

#### ②提案見積書（供給）

- ・（様式2）による

#### ③提案見積書（売却）

- ・（様式3）による

### (2) 提出方法

#### ①方 法

持参もしくは郵送とする

#### ②場 所

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 3階 環境生活課

#### ③期 限

令和5年6月20日（火曜日） 午後5時まで

#### ④部 数

8部

### (3) プレゼンテーション

#### ①日 時

令和5年6月26日（月曜日） 午後

※時間及び場所は別途通知する。

#### ②出席者

1者2名までとし、業務を受託した際に担当する者が提案を行うこと

#### ③実施時間

1者30分以内とする（質疑応答時間10分程度含む）

#### ④プレゼンテーション方法

提出した提案書に基づいて行うこと。提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは不可とする。

#### ⑤その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、町の承諾を得ること。

#### (4) 提出書類の取扱いについて

- ・プロポーザルに関して提出した書類等（以下「提出書類」という。）は、この要項に認めるものを除き、変更または取り消しができないものとする。
- ・提出された提出書類は一切返却しない。
- ・提出書類の作成・提出等の一切の経費は参加事業者の負担とする。
- ・応募した提案内容に関する著作権は、その応募者に帰属する。
- ・採用した提案内容に関する使用権は、本町に帰属する。

#### 10. 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、速やかに全業者へ通知する。なお、審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じない。プロポーザルの審査経過については非公表とするが、総評価得点については、公表の対象とする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### 11. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 5. 予定価格を満たさない提案があった場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合
- (6) 6. (1)技術提案の諸条件を満たさない提案があった場合

#### 12. その他留意事項

- (1) 北広島町は将来構想として地域エネルギー会社を設立し、その会社が電力地産地消を実施することを想定している。本事業契約期間中にその地域エネルギー会社を設立する場合、設立にあたる検討、及び設立後の支援に協力することとする。また期間内に地域エネルギー会社が本事業を実施することになった場合、本プロポーザルにて契約した余剰電力買取、及び電力供給の契約について、途中解約の上、速やかに業務を移管する手続きを取るものとする。
- (2) 川小田小水力発電所において修繕等が生じたときは、余剰電力が発生しない期間においても公共施設への電力供給についても提案した単価で供給し続けるものとする。ただし、工事期間が3か月を超える場合についての本事業の取り扱いについては、発注者と受注者にて協議の上、決定することとする。

#### 13. 問合せ先

北広島町役場 環境生活課 環境管理係  
〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234  
電話：050-5812-1861 FAX：0826-72-5242  
Mail：kankyo@town.kitahiroshima.lg.jp